

# 毒物劇物取扱責任者変更届

概要説明	毒物及び劇物取締法第7条、第8条並びに第22条に基づき、 <b>30日以内に</b> 毒物劇物業務上取扱者が毒物劇物取扱責任者の変更を届け出る場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取扱責任者変更届</li> <li>2 取扱責任者としての資格を証する書面</li> <li>3 取扱責任者の医師の診断書</li> <li>4 取扱責任者の申立書</li> <li>5 雇用契約書の写し、又は雇用証明書等(原本)</li> </ol> <p>正1部提出。</p>
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX;(083)231-1376
手数料	不 要
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届の「登録番号及び登録年月日」の欄は「毒物劇物業務上取扱者届」を提出された日のみをご記入下さい。</li> <li>・取扱責任者の資格を証する書面については、下記①～③のいずれかになります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 薬剤師にあつては薬剤師免許証の写し</li> <li>② 学校教育法第41条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で応用科学に関する学課を修了した者にあつては、これを称する書面の写し →成績証明書の写しの場合と、卒業証明書の写しが必要な場合等があります。</li> <li>③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者にあつては、合格したことを証する書面等の写し ※①～③いずれも書類提出時原本確認が必要になりますので、原本を持参してください。</li> </ol> </li> <li>・変更前の責任者の住所が届出(設置)時と異なっている場合は、備考欄にその旨(転居日、前住所等)を記載してください。</li> </ul>